福祉車両等
貸出しに関する規則

社会福祉法人 大紀町社会福祉協議会

福祉車両等貸出しに関する規則

（目的）

第１条　この規則は、介護を必要とする高齢者や身体障害(児)者等で車椅子を必要とする者（以下「要介護高齢者等」という。）並びに、子どもたちの健全育成に取り組む団体（以下「団体」という。）に対して福祉車両等を貸し出し、地域への積極的な社会参加を図るとともに、家族介護の軽減や子育て支援の一環とした家族等の生活上の利便性に資することを目的とする。

（貸出車両）

第２条　貸し出すことのできる福祉車両等（以下「貸出車両」という。）は、別表に掲げる車両とする。

（対象者）

第３条　貸出車両を貸し出す対象者は、別表に掲げる者とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸出の範囲）

第４条　貸出車両の使用は、別表に掲げるもののほか使用してはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用手続）

第５条　貸出車両の貸し出しを必要とする要介護高齢者等、またはその家族並びに団体の代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、使用の３日前までに会長に提出し、その許可を受けなければならない。

（1）　福祉車両等使用申請書兼誓約書（様式第１号）（以下「申請書兼誓約書」という。）

（2）　運転者の免許証の写し（運転をする可能性のある者すべて）

（3）　車両運行計画書（当日の運行状況が判るもの）

２　貸出車両を事前に予約する場合は、使用する期日の1月前から予約することができる。

（使用決定の通知）

第６条　会長は、申請書兼誓約書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、福祉車両等使用許可書（様式第２号）を申請者に通知する。

（使用の取消し等）

第７条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、前条第６条の

貸出車両の使用を取消すことができる。

（1）　本会の用務・事業並びに災害等、緊急かつやむを得ない事由により、貸出車両を公共用に供する必要が生じたとき。
（2）　運行上その他の事情で貸出車両に支障が生じたとき。
（3）　申請書兼誓約書に虚偽の記載をしたとき。
（4）　この規則または使用の許可の際に付した条件に違反したとき。
（5）　その他使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

（使用手順等）

第８条　申請者並びに運転者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に第6条で交付を受けた福祉車両等利用許可証を窓口に提示し、鍵を受領するものとする。

　貸出車両の使用料は、無料とする。

　使用者が貸出車両を返却するときは、窓口に鍵及び運行記録簿を返却するとともに、次の事項を行わなければならない。

（1）　使用中に生じた車両の損傷、不具合等の報告。
（2）　使用中に使用した車両燃料を全量補充。
（3）　使用車両の内外の清掃。

（転貸等の禁止）

第９条　使用者は、貸出車両を転貸、または借り受けた目的以外に使用してはならない。

（遵守事項）

第10条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）　貸出車両の借受け及び返却は、本会活動に支障がないように速やかに行うこと。
（2）　交通法規等を守り、安全運転に心がけること。
（3）　マイクロバスの運行については、添乗員１名以上を必ず同乗させ、利用者の乗降並びに走行中の安全に努めること。
（4）　疾病、過労、睡眠不足等により運転が困難な身体状況になった場合は、運転を速やかに中止し、当該状況が回復するまで運転は行わないこと。
（5）　乗降補助装置等を使用する場合は、あらかじめ取扱説明書等により操作方法を理解し、安全対策に十分配慮すること。
（6）　貸出車両の使用後は、大紀町社会福祉協議会車両管理規程に規定する車両運行簿の記載及び貸出車両の燃料の補充・清掃を行い、速やかに所定の保管場所に返還しなければならない。
（7）　貸出車両を借受け中に事故が発生したときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の規定に基づき必要な措置を講じた後、速やかに会長に報告するとともに、後日、貸出車両事故報告書（様式第３号）を提出するものとする。
（8）　貸出車両の借受け中に発生した事故等に関する示談等ついては、使用者が責任をもって必要な対処をすること。
（9）　貸出車両の借受け中に発生した事故等については、貸出車両の自動車保険の範囲内で補償することができる。ただし、保険で賄いきれないものまたは

故意により損害を与えた場合は、使用者の責任とする。

（求償）

第11条　貸出車両の使用により、社会福祉法人大紀町社会福祉協議会が損害賠償責任を負った場合は、大紀町社会福祉協議会は、使用者に対して次の各号に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することがある。

（1）　大紀町社会福祉協議会が加入する自動車保険で補てんされる部分。

（2）　大紀町社会福祉協議会の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分。

（補則）

第12条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１７年 ２ 月１４日から施行する。

この規則は、平成２０年 ４ 月 １ 日から改定する。

この規則は、平成２０年 ６ 月 １ 日から改定する。

この規則は、平成２１年 ９ 月 １ 日から改定する。

別表（第２条、３条、４条関係）

貸出車両名	貸出車両 仕　様	所管部署	貸出対象者	使用の範囲
スズキ ワゴンR 三重80あ ２２１９	定員３名 車椅子対応車 （スロープ付）	大宮支所 （ケアプラン センター）	次に掲げる者を現に介護している家族等及び大紀町社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している介護を目的とした団体又は個人とする。 １．大紀町に住所を有する在宅の寝たきり高齢者、認知症の高齢者。 ２．大紀町に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者。 ３．疾病等により一時的に車椅子を必要とする者。	要介護高齢者等の生活の質の向上及び家族等の生活上の利便性に資する使用。 ただし、県内の日帰りのみの使用とする。
日野 リエッセⅡ 三重200さ １４１３	定員２９名 乗降口電動補助ステップ付車	紀勢支所	大紀町スポーツ少年団に加盟する団体	小中学生の健全育成を目的とした各種大会等への選手の送迎。
ミツビシ ローザ 三重200さ ７０８	定員２９名 乗降口電動補助ステップ付車	大宮支所		
トヨタ コースター 三重200さ ７７６	定員２９名 乗降口電動補助ステップ付車	大内山支所		

〈参考〉

貸出車両が加入している自動車損害保険（損害保険額）〔平成21年4月1日現在〕

	契約者	保険会社	保険金額				
			車両保険	対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害
スズキ ワゴンR 三重80あ 2219	大紀町	財団法人全国自治協会	60万円	無制限	500万円	1名につき 1,500万円	1名につき 1,500万円
日野 リエッセⅡ 三重200さ 1413	大紀町社会福祉協議会	㈱損害保険ジャパン	490万円	無制限	無制限	1名につき 3,000万円 1事故につき 8億7,000万円	1名につき 500万円 1事故につき 1億円
ミツビシ ローザ 三重200さ 708	大紀町社会福祉協議会	㈱損害保険ジャパン	400万円	無制限	無制限	1名につき 3,000万円 1事故につき 8億7,000万円	1名につき 500万円 1事故につき 1億円
トヨタ コースター 三重200さ 776	大紀町社会福祉協議会	㈱損害保険ジャパン	400万円	無制限	無制限	1名につき 3,000万円 1事故につき 8億7,000万円	1名につき 500万円 1事故につき 1億円

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

社会福祉法人 大紀町社会福祉協議会長　様

申請者
住　　所　大紀町
氏　　名
（団体名）　　　　　　　　　　　　㊞
代 表 者

連 絡 先　（　　　　）　　　－

大紀町社会福祉協議会福祉車両等使用申請書兼誓約書

大紀町社会福祉協議会福祉車両等貸出しに関する規則第５条に基づき、福祉車両等を借用したいので、下記のとおり申請及び誓約します。

記

<table>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　）午前/後　　　時　　　分から
年　　月　　日（　　）午前/後　　　時　　　分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">希望する使用車両</td><td>車　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td colspan="3">三重　　　　　－</td></tr>
<tr><td>使用の目的（具体的に）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>行き先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>運転者（運転する可能性のある方すべて）</td><td>氏　名</td><td>

</td><td>現住所</td><td>

</td></tr>
<tr><td>添乗者（マイクロバス使用の場合記入）</td><td>氏　名</td><td>
</td><td>現住所</td><td>
</td></tr>
<tr><td>乗車人数</td><td colspan="4">名【内訳：大人　　名、小人　　名】</td></tr>
<tr><td>使用に関する誓約書</td><td colspan="4">福祉車両等使用許可のうえは、大紀町社会福祉協議会福祉車両等貸出しに関する規則を遵守し、次の事項を誓約の上、借り受けます。
１．使用期間中は、道路交通法を遵守します。
２．転貸は致しません。
３．使用後は、使用した燃料を全量補充し、車両内外の清掃後返却します。
４．万一事故等で車両を損傷、又は同乗者並びに第三者に損害を与えた場合は、貸出車両が加入する自動車損害保険で補てんされないものにおいては、すべて申請者並びに運転者（以下「使用者」という。）が負担します。
５．借り受け中に発生した事故等については、使用者が責任をもって対処し、大紀町社会福祉協議会並びに大紀町に一切の迷惑並びに損害をかけません。</td></tr>
</table>

【添付書類】　１．運転者の免許証の写し（運転をする可能性のある方すべて）
２．車両運行計画書（当日の運行状況が判るもの）

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　月　日

様

社会福祉法人 大紀町社会福祉協議会
会長　　　　　　　　印

大紀町社会福祉協議会福祉車両等使用許可書

　　年　　月　　日付けで申請のあった福祉車両等の貸出しについては、大紀町社会福祉協議会福祉車両等貸出しに関する規則（以下「貸出し規則」という。）第６条に基づき、下記のとおり許可します。

記

使用日時	年　月　日（　）午前/後　時　分から 年　月　日（　）午前/後　時　分まで	
許可車両	車　名	
	登録番号	三重　　　－
使用の目的		
行き先		
運転者	氏　名	現住所
添乗者	氏　名	現住所
乗車人数	名【内訳：大人　名、小人　名】	
貸出し許可条件	貸出し規則第６条に基づき、次の条件で貸付けます。 １．貸出し規則並びに道路交通法を遵守してください。 ２．貸出車両の使用前に、車両の安全点検を実施してください。 ３．許可内容に変更または取り消す場合は、速やかに申し出てください。 ４．貸出し規則第７条の事由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。 ５．使用後は、使用した燃料を全量補充し、車両内外の清掃後、速やかに所定の保管場所へ返却してください。 【その他特記する事項】	

様式第３号（第10条関係）

年　　月　　日

社会福祉法人 大紀町社会福祉協議会長　様

申請者
住　　所　大紀町
氏　　名
（団体名）　　　　　　　　　　　　　印
代 表 者

連 絡 先　（　　　　）　　－

貸出車両事故報告書

下記のとおり、（人身・物損）事故を起こしましたので、大紀町社会福祉協議会福祉車両等貸出しに関する規則第１０条第６項の規定により届け出ます。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">使用車両</td><td>車　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>登 録 番 号</td><td colspan="4">三重　　　　　　－</td></tr>
<tr><td>事故日時</td><td colspan="5">年　　月　　日　時刻　午　前・後　　時　　分</td></tr>
<tr><td>発生場所</td><td colspan="5">都道府県　　　　市区郡　　　　目標物</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">連絡先</td><td colspan="2" rowspan="2">自　宅（　　　）　－
携　帯　　　－　　－
勤務先［名称：　　　　　］
（　　　）　－</td></tr>
<tr><td>運転者名</td><td colspan="2">印</td></tr>
<tr><td>事　故
状況図</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">［説明］（事故発生状況及び傷害等の状況）</td></tr>
<tr><td colspan="2">過失割合に関する意見</td><td colspan="2">当　方　　　　%</td><td colspan="2">相手方　　　　%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">相手方</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">連絡先</td><td rowspan="3">自　宅（　　　）　－
携　帯　　　－　　－
勤務先［名称：
］
（　　　）　－</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">運転者・同乗者・負傷者</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事故届</td><td>届 出 日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td rowspan="4">損傷箇所に×印を記入してください。
自　車　　相手車</td></tr>
<tr><td>警察署名</td><td colspan="3">道府県　警　　　　署</td></tr>
<tr><td>担 当 官</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>補　足
事項等</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※ご記入された個人情報は、自動車保険事故処理以外の目的には使用いたしません。